

未移行幼稚園

(1) 無償化給付対象金額について

3歳～5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が月額25,700円を上限に無償化の給付対象となります。

(2) 手続きについて

■在園児について

① 預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）

幼児教育・保育の無償化の対象となるために、施設等利用給付認定1号を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第1号）」を市役所へ提出してください。

② 保育の必要性があり、預かり保育を利用する方（教育時間+預かり保育）

預かり保育の利用料も無償化の対象となるため、施設等利用給付認定2号を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員）」を市役所へ提出してください。

■これから入園を希望されている方

入園が決まり次第、在園児と同様のお手続きが必要になります。

(3) その他のサービスの利用について

幼稚園で実施している預かり保育を利用する子どもについて、「**保育の必要性**」(※)がある場合は**無償化の対象**になります。預かり保育は**月額11,300円を上限**に無償化給付対象になります。**11,300円**以上利用された場合は、上限額を超えた額は**実費負担**になります。また、預かり保育の利用定員や利用状況等につきましては、各園によって異なります。ご注意ください。

※保育の必要性とは、保護者が仕事・病気等の理由により「**家庭で就学前の子どもの保育が困難な状態**」を指します。

(4) 無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費等は、今まで通り、保護者負担です。

(5) 無償化の給付対象金額の支給について

教育時間の給付対象金額や、預かり保育が無償化給付対象者につきましては、P2 (7) 手続きの流れ①償還払い②現物給付のどちらか、施設が決めた方法での支給となります。利用する施設に、ご確認ください。

① 償還払い

利用料満額を施設へ支払い、施設に領収書や利用した旨わかる書類を発行してもらうよう保護者の方が依頼をします。証明してもらった書類と請求書を保護者の方が市役所へ提出し、無償化対象金額を受給する手続きをします。

② 現物給付

利用料と無償化給付対象金額を差し引き、差額がある場合は保護者から施設に差額分を支払います。

(例：教育時間分【利用料 20,000円】-【給付対象金額25,700円】= 利用料無償)

(例：預かり保育分【利用料 20,000円】-【給付対象金額11,300円】= 8,700円を支払う。)

認証保育所に在籍している児童

認証保育所に在籍している

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 認可保育所等・認定こども園（2・3号）の方は「認可保育所等・認定こども園（2・3号）3ページ～」
- 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）、認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）の方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）6ページ～」
- 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）の方は「未移行幼稚園9ページ～」

はい

保護者の就労・疾病など保育の必要性により認証保育所を利用している

はい

3歳～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯で0～2歳児クラスである

いいえ

はい

いいえ

幼児教育無償化の対象です。

3～5歳児クラスの保育料は月額37,000円を上限に無償化の給付対象となります。

※0～2歳児クラスで非課税の世帯については月額42,000円が上限です。

提出書類

・**多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書**

（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）

・**保育の必要性を示す書類**（保護者全員）

※認可保育所等を一度申請し、有効期限が切れていない支給認定2・3号をお持ちの方は、提出書類はありません。

幼児教育無償化の対象ではありません。

月160時間以上の契約をした場合は、令和元年度中は月額30,000円の保育料補助があります。

令和2年度以降は、東京都の補助がなくなる予定のため、元の月額16,900円の補助額に戻る予定です（東京都の補助が継続される場合は、補助額の増額を再検討します）。

※保育料補助金の受給について、10月以降は必要書類を提出していただく場合がございます。

企業主導型保育所に在籍している児童

企業主導型保育所に在籍している

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 認可保育所等・認定こども園（2・3号）の方は「認可保育所等・認定こども園（2・3号）3ページ～」
- 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）、認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）の方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）6ページ～」
- 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）の方は「未移行幼稚園9ページ～」

はい

3歳～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯で0～2歳児クラスである

はい

幼児教育無償化の対象です。

標準的な保育料が無償化の給付対象となります。

※施設や児童育成協会を通じて給付を受けることとなります。
詳細につきましては、施設や児童育成協会にお問い合わせください。

いいえ

幼児教育無償化の対象ではありません。

地域枠で月160時間以上の契約をした場合は、令和元年度中は月額30,000円を上限に実際に支払う保育料の1/2の補助があります。

令和2年度以降は、東京都の補助がなくなる予定のため、元の月額16,900円の補助額に戻る予定です（東京都の補助が継続される場合は、補助額の増額を再検討します）。

※保育料補助金の受給について、10月以降は必要書類を提出していただく場合がございます。

認可外保育所に在籍している児童

認可外保育所に在籍している

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 認可保育所等・認定こども園（2・3号）の方は「認可保育所等・認定こども園（2・3号）3ページ～」
- 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）、認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）の方は「新制度幼稚園・認定こども園（1号）6ページ～」
- 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）の方は「未移行幼稚園9ページ～」

はい

保護者の就労・疾病など保育の必要性により認可外保育所を利用している

はい

3歳～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯で0～2歳児クラスである

いいえ

はい

いいえ

幼児教育無償化の対象です。

保育料は月額37,000円を上限に無償化の給付対象となります。

※0～2歳児クラスで非課税の世帯については
月額42,000円が上限です。

提出書類

・多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）

・保育の必要性を示す書類（保護者全員）

※認可保育所等を一度申請し、有効期限が切れていない支給認定2・3号をお持ちの方は、提出書類はありません。

幼児教育
無償化の
対象では
ありません。

一時預かり事業、病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業を利用している児童

一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
を利用している

はい

いいえ

現在、在籍している施設のページをご確認ください。

- 認可保育所等・認定こども園（2・3号）の方は
「認可保育所等・認定こども園（2・3号）3ページ～」
- 新制度幼稚園（錦秋・富士ヶ丘・せいとく）、
認定こども園1号（おだ・みゆき・大谷）の方は
「新制度幼稚園・認定こども園（1号）6ページ～」
- 未移行幼稚園（諏訪・緑ヶ丘・すみれ）の方は
「未移行幼稚園9ページ～」

保護者の就労・疾病など保育の必要性により利用している

はい

認可保育所等（2・3号）や企業主導型保育所に在籍している
※認可保育所等とは、認可・認定こども園・小規模・家庭的保育・事業所内を指す

いいえ

いいえ

はい

3歳～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯で0～2歳児クラスである

はい

いいえ

幼児教育無償化の対象です。

保育料は月額37,000円を上限に無償化の対象です。
※0～2歳児クラスで非課税の世帯については
月額42,000円を上限に無償化の対象です。
※認可外や認証など通っている場合は、日常の保育先の
保育料と合わせて37,000円（42,000円）が上限となります。

提出書類

・多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）

・保育の必要性を示す書類（保護者全員）

※認可保育所等を一度申請し、有効期限が切れていない支給認定2・3号をお持ちの方は、提出書類はありません。

幼児教育
無償化の
対象では
ありません。

認可外保育施設など

(1) 無償化給付対象者・給付金額について

■ 0～2歳児

住民税非課税世帯かつ、「保育の必要性がある」(※) 子どもについては、**月額42,000円を上限**に無償化の給付対象となります。

※保育の必要性がない場合や住民税課税世帯については、無償化給付対象外となります。

■ 3～5歳児

「保育の必要性がある」(※) 子どもについては、**月額37,000円を上限**に無償化給付対象となります。

※保育の必要性がない子どもについては、無償化の対象外となります。

※保育の必要性とは、保護者が仕事・病気等の理由により「**家庭で就学前の子どもの保育が困難な状態**」を指します。

※企業主導型保育所は、国が別途給付金額を定める予定です。

(2) 対象施設について

① 認可外保育施設

※都道府県等に届出を行い、指導監督基準を満たした施設

- ・一般的な認可外保育施設
- ・地方自治体が独自に設け基準を満たした保育所
(例：東京都認証保育所・横浜保育室など)
- ・ベビーシッター

② 一時預かり事業（一時保育・定期利用保育）

③ 病児保育事業（病後児保育も含む）

④ ファミリー・サポート・センター事業

⑤ 企業主導型保育所

(3) 手続きについて

■在園児について

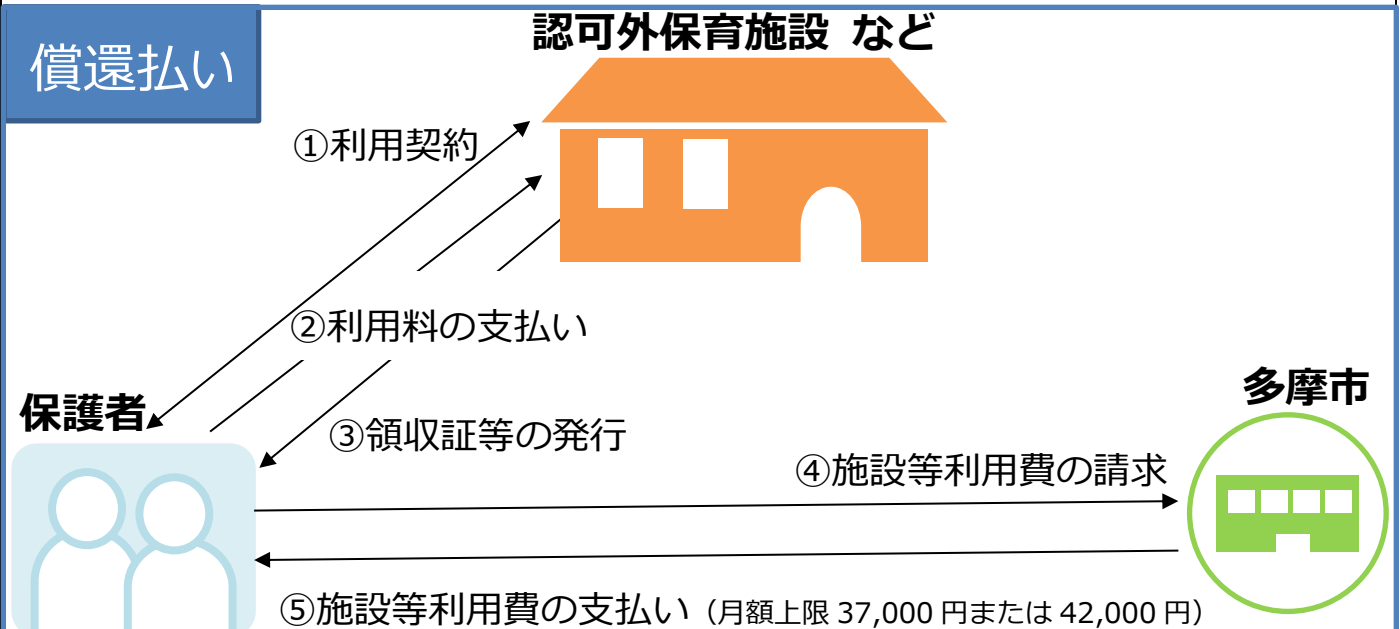
無償化の対象となるために施設等利用給付認定2号を受ける必要があります。「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員）」を市役所へ提出してください。

■これから入園を希望されている方

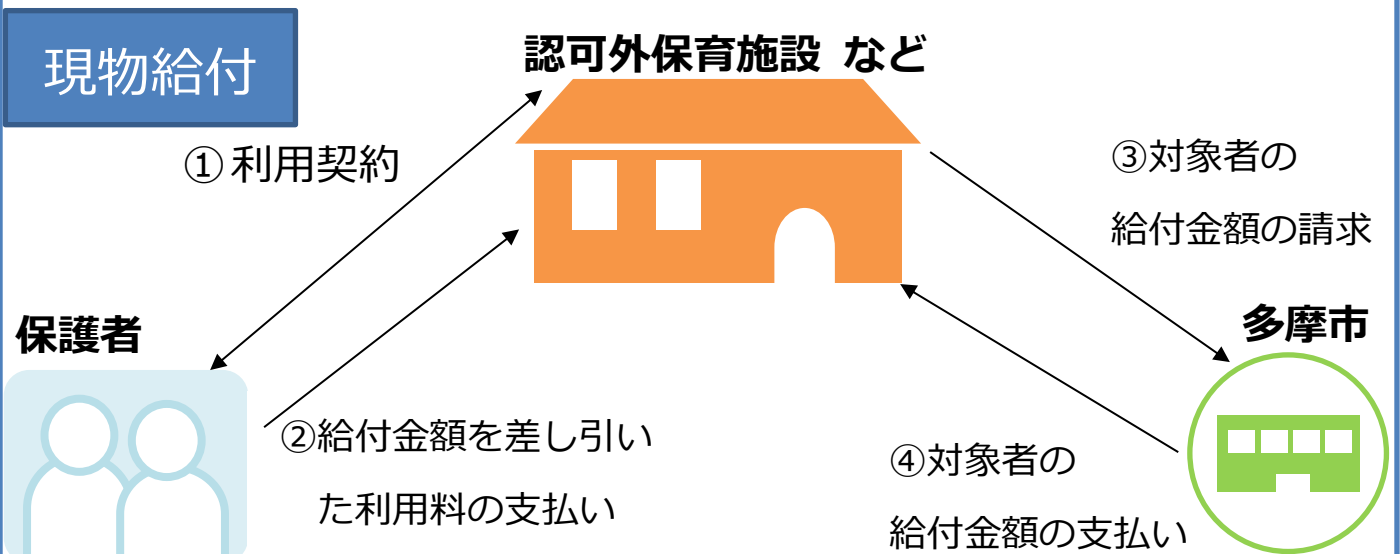
入園が決まり次第、在園児と同様のお手続きが必要になります。

(4) 基本的な手続き・支払いイメージ

償還払い



現物給付



ご不明点やご相談は

こちらにご連絡ください



多摩市 子ども青少年部 子育て支援課
計画推進・保育担当
〒206-8666 多摩市関戸6-12-1
電話 042-338-6850（直通）
FAX 042-372-7988